

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄問題等懇談会

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): 沖縄問題等懇談会, 議事録, 中間報告 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43773

沖縄現地審議会・研究会報告

近藤善次
SAC

北米局長

参事官
北米課長

渡名喜守
洋次



總南連第1654号

昭和42年6月29日

總理府特別地域連絡局長 殿

那霸日本政府南方連絡事務所長

施政権返還問題審議会の設置について

1 本件は6月16日山川議長と松岡主席の会談により、主席が中心となつて具体化することとなり、与党はもとより民間代表（上地沖縄タイムス社長、池宮城琉球新報社長）、野党代表（安里社大党委員長、平良幸一社大党書記長）らとも意見を交換し、民間組織として発足させることになつた。

6月22日主席は

池宮城琉球新報社長

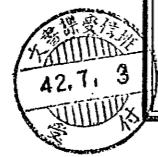
上地沖縄タイムス社長

平良辰雄元沖縄都島政府知事

・呉我春信砂辺海運社長

・儀間文彰沖縄製粉常務

要処理	直送
課長	
眞河内	
渡辺吉清	
川中吉	
森山坂	
相川國	
中田	
橋本	
黒瀬	



・渡名喜守定琉球漁業社長

・宮里政玄琉大助教授

の7氏を招き審議会選出母体ともいべき準備委員として協力方を要請した。

準備委員は、とりあえず次のことを決定。来る7月3日八沙荘で第2回の会合をすることになつてゐる。

- 1 審議会（以下会といふ）のメンバーは25～30名とする。
- 2 会の運営、目的等については、1のメンバーが決定する。
- 3 会は政治、経済、法制の各分科会を持つ。
- 4 準備委員は各自5名の候補者を7月3日に持寄せる。

2 審議会設置に関する関係者の考え方

山川議長 立法院も行政も施政権返還に対する具体的な計画をもつていない。現在論議されている色々な返還の方法論について沖縄としてもその各方面について分析検討し、独自で具体的なものを持つ必要がある。そのため、研究機関を設置する必要がある。

松岡主席 全面返還は全住民の一一致したものであるが、ただちにできるとは考えられない。一歩でも前進した実現可能の方法について検討することも必要である。復帰した場合、基地経済をどう改めていくかという問題をはじめ、基地と施政権が分離できるか法的な面、地理的な面から研究することも必要で、これらの問題を総合的に研

究していく機関を設けることは絶対必要である。

この機関は政党色のない純然たる民間機関でなければならぬ。行政府は白紙の立ち場で臨んでいた。機関の性格、構成員は準備委員に一任したい。復帰協も含めて施政権の返還問題を討議し、民論を統一することを考えている。また、この機関の設置は下田発言とは全く無関係であり、私の立場は白紙である。機関も白紙の立場で結論を出してほしい。

民主党桑江幹事長 調査研究機関は純然たる民間組織にすることになつていて、どのような方向で調査研究に取り組むかその性格づけは、すべて構成メンバーに一任されることになつていて、復帰の青写真作成は、全面返還だけでなく論議されてきた色々な返還方法についての可能性、問題点も究明し、対案A、B、C...という青写真の作成が予想される。

社大党安里委員長 機関の設置には原則的に賛成だが、下田発言を前提としての世論づくりだとすると返還の方向をあやまらせるので、あくまで民間団体（政党人の加わらない）としての眞の住民の声をもとめる方向にしてほしい。復帰協の果たした役割りは高く評価すべきで、復帰協の代表を機関に参加させるべきだ。松岡主席もこの点は同意している。

社会党岸本利実氏 この調査研究機関は、下田発言のもとに世

論の統一を図ろうといひ強い意図がある。本土側と地元の政府与党の共同謀議だとしか考えられない。主席は純然たる民間組織といつてゐるが、下田発言ともからみ複雑微妙であり、慎重を期すべきである。

復帰協（仲宗根事務局長） 復帰協は沖縄の現在の世論を代表する民間組織であり、沖縄の世論は全面返還以外にない。復帰協も一貫して全面返還を要求している政府の意がかつてくると返還の世論がゆがめられ、復帰運動を弱めるおそれがある。

今ごろ審議会設置の問題をとりあげた意図が何であるか充分見きわめる必要がある。（なお、復帰協の見解としては往信総南連第1636号の喜屋武会長の分をも併せ読まれたい。）

3 問題点

準備委員7氏で構成された復帰問題懇談会が7月3日審議会のメンバーを各自持寄つて選出することになつていて、復帰協が如何なる形で審議会に加わるかが今後の問題点となる。

社大党安里委員長の発言によると社大党は審議会設置にかなり意欲的であり、復帰協を審議会に加えるべきだといつており、また社会党岸本氏や復帰協仲宗根氏の発言も賛成的ではあるが全く否定したものとは考えられない。ことに復帰協の動きはかなり流動的で、6月24日復帰協は琉大久場政彦教授、同宮原政玄助教授、長嶺一郎新報編集

局長、上間正論タイムス編集局長他マスコミ関係者等10氏を招き「(1)沖縄問題をめぐり現在の動きをどうみるか。(2)復帰との関連で基地をどうみるか、(3)東大の沖縄意識調査をどうみるか、(4)復帰の青写真とはどういゝものか、(5)1970年安保改定期と復帰の関係、(6)復帰協への批判と意見」などについて意見を交換している。

(上記6月24日の会合における被招待者側の見解及び復帰協側の意見については前頭注を併せ読まれたい。)

本件写付先

外務省北米局長

警察庁警備局長

自治大臣官房長

復帰問題研究会

会長 平良 辰雄 (元群島知事)

池原 貞雄 (琉大学長) 池宮城秀意 (琉球新報社長)

稻泉 薫 (琉銀調査部長) 上地 一史 (沖縄タイムズ社長)

大城 亀助 (名護町長) 喜久川 宏 (農連企画室長)

儀間 文彰 (沖縄製粉常務) 金城 秀三 (琉大教授)

久場 政彦 (琉大教授) 吾我 春信 (砂辺海運社長)

島袋 邦 (琉大助教授) 濑用 恵津 (琉大助教授)

瀬長 浩 (中部製糖社長) 平良 専哲 (琉球造船社長)

高嶺 朝光 (沖縄タイムズ相談役) 千原 繁子 (医師)

渡久山寛三 (工連専務理事) 渡名喜守定 (琉球漁業社長)

当間 重剛 (沖縄テレビ社長) 中村 信子 (前婦連会長)

仲田 豊順 (農協中央会長) 仲村 栄春 (北中城村長)

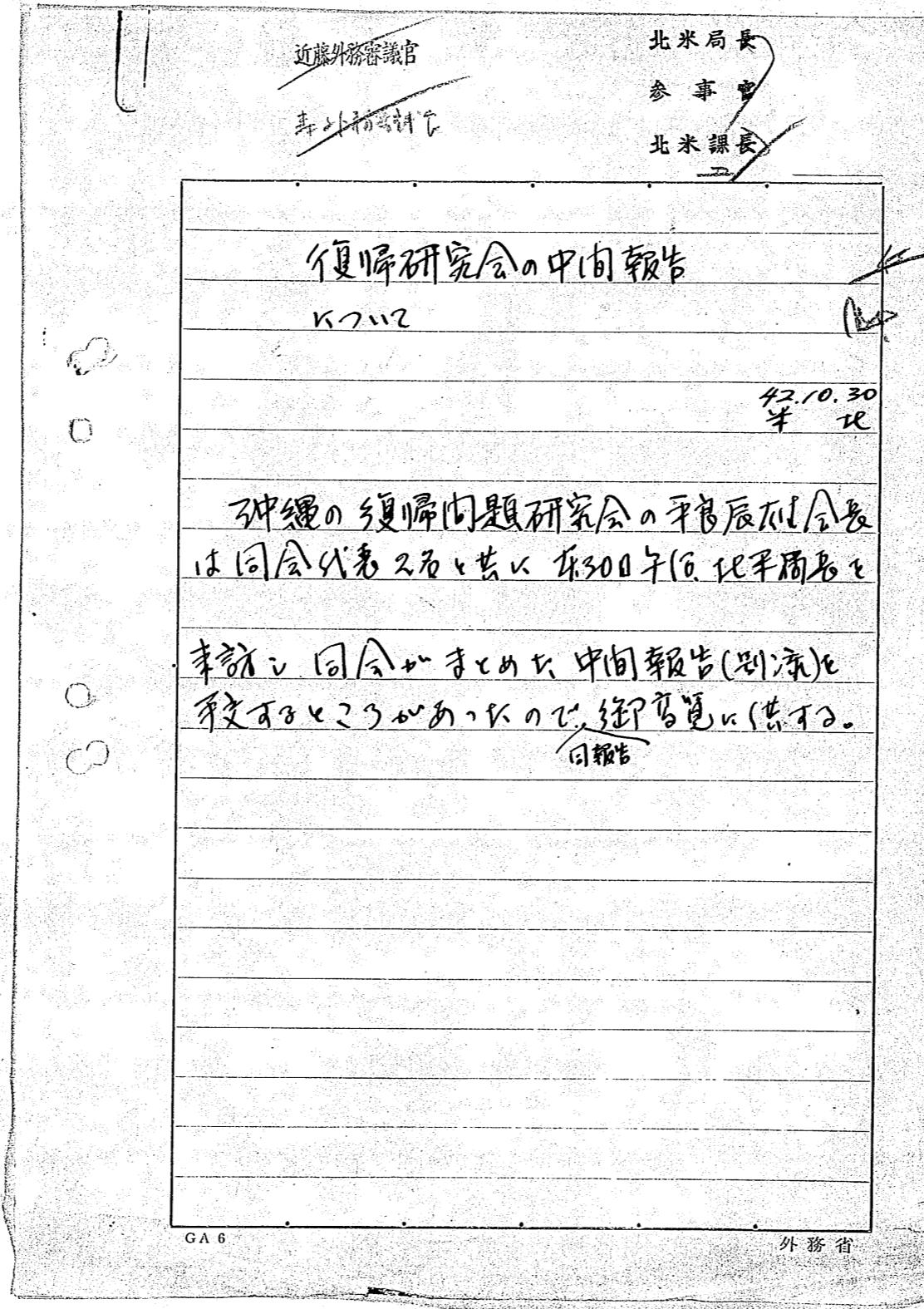
比嘉 貞信 (土地連合会長) 平田 忠義 (琉海社長)

船越 尚友 (沖縄製粉社長) 真喜屋実男 (弁護士)

宮里 政玄 (琉大助教授) 宮里 辰彦 (リウボウ社長)

宮良 長辰 (弁護士)

以上30名 昭和42年7月10日現在



沖縄の復帰を祈願して

「奄美方式」の実現を要望する

金 井 正 夫

昭和四十一月十一月發行

「奄美大島復帰運動回顧録」の巻頭辞抜萃

はしがき

奄美大島の祖国復帰運動は、奄美全島民と本土在住同胞が打って一丸となって、一糸乱れぬ团结の下に、祖国復帰の大旆をかけて立ちあがり、全郡民九九・八%に及ぶ血涙の署名請願、本土奄美出身者の街頭運動による百万人署名録の提出、数度の集団断食祈願、復帰訴願代表団の決死的密航上京陳情、数回に亘る町村長团等の上京陳情、度重なる総決起国民大会によって、政府・政党を督励、或は国際連合、米国大統領その他への陳情等幾多の艱難苦闘を乗り越え、広く国民運動を展開し、また国会を通じ度々全世界の世論に訴えるなど、史上稀なる民族運動にして、遂に米国の施政権下におかれてより八年目の昭和二十八年十二月二十五日祖国復帰を実現し、所謂失地回復の大目的を達成したものである。それで全奄美同胞はこの偉業を永遠に記念するため、昭和四十年五月八日名瀬市御神山頂上に復帰記念碑を建立した。

また私は、如何にして奄美大島の復帰運動がなされたか、その運動の顛末を記録にして

後世に残すと共に、われわれの復帰運動の体験をいかし、母國復帰の悲願に燃える沖縄、小笠原、千島諸島の復帰運動に示唆を与えるため、「奄美大島復帰運動回顧録」を編纂して、沖縄等未返還諸島の復帰運動の世論喚起を促すこととした。

本回顧録は三年有余の年月日をついやし、奄美大島復帰運動に関する資料を蒐集して、昭和四十一年十一月十一日発行したものであるが、最近未返還諸島特に沖縄の復帰についての世論が各方面に澎湃として巻き起こりつつあるのは喜ばしきことである。われわれはこの際、沖縄復帰に関し意見を同じくする同志が相謀り、沖縄県の早期復帰を実現するため「沖縄県復活促進国民協議会」を結成し、以って国民運動を展開せんとするものである。これについて私は回顧録の巻頭に掲げてある「沖縄の復帰を祈願して『奄美方式』の実現を要望する」との巻頭辞を抜粋し、パンフレットにして配布することにした。(昭和四十一年七月八日)

沖縄の復帰を祈願して

「奄美方式」の実現を要望する

佐藤首相が昨年八月沖縄を訪問されたにつき、沖縄に対する関心与論は高まり、特に沖縄の復帰に関する問題も、盛んに論議されるに至ったことは喜ばしき限りである。佐藤首相時代において是非沖縄の復帰が実現することを願つて止まない。

顧みれば、我々が奄美大島復帰運動に当つて、千島及び歯舞諸島復帰懇請同盟の諸氏、小笠原帰郷促進連盟委員長横田竜雄氏、沖縄諸島日本復帰期成会の元男爵伊江朝助、元首里市長仲吉良光、神山政良、吉田嗣延各氏等とは、度々会合し意見を交換し、復帰について互に努力し、慰め励し合つて来たことは感慨無量である。特に沖縄はわれわれ大島の近隣でもある関係から、沖縄の方々とは手を取り合つて、必ずその実現をお互い誓つたのである。

われわれ郷里大島は、御蔭で先きに復帰出来ることになつて喜びに堪えないが、これに

つけて共に復帰を誓つて来た人々が、今尚取り残されていることは甚だ心残りである。大島は八年も日本の行政権から切り離されて、その間の不便苦痛は言語に絶するほどであったが、沖縄、小笠原等は終戦以来二十有余年を経た今日、いまだ祖国日本に復帰出来ないと言ふことは、言葉で言いつくし得ないほどの痛恨事である。

沖縄は終戦後日本の行政権から切り離されて、二十年余りも幾多の苦難にあえいでいると言うばかりでなく、戦争たけなわの時、長い間空襲、艦砲射撃に悩まされ、その上敵に上陸され、沖縄住民の多くは玉碎の悲運に遭遇した。米軍の上陸した昭和二十年四月一日から三カ月にわたる沖縄の攻防戦は、戦史にもまれな激戦であった。當時六十万の沖縄住民が逃れるすべもなく、戦火にさらされたと言う点、これまた歴史上たぐいを見ない悲惨事であった。日本側の犠牲者は十八万と言われ、その半数が戦争に関係ない一般住民即ち非戦闘員であったことから、そのいたましさがうかがわれる。中には青年学徒から女学生に至るまでが参加して玉碎している。今やその靈を祭るため「姫百合の塔」、「健児の塔」、「黎明の塔」「島守の塔」、及び「魂魄の塔」その他多くの塔が建てられ、戦跡をおとずれる参拝者誰か泣かないものはいと云う。

先般沖縄を訪問された佐藤首相が、戦跡を巡視された時、新聞の写真にはハンカチを目當てられた首相の姿が出ていたが、これは独り佐藤首相ばかりでなく、人間として誰しものことであろう。

マッカーサー回顧録によると、米軍の沖縄作戦の目的は日本本土に対する攻撃の「基地」を獲得するにあった。然し二カ月後に終戦となつたため、日本攻撃の基地となり得なかつたと。

沖縄における戦火の終結した日は、同年六月二十二日で、この日まで戦争は続けられた。(今まで此の日を以って、沖縄における「慰靈の日」として来たのを、牛島沖縄軍司令官、長軍參謀長兩將軍が自刃された時刻が、同月二十三日未明であったので、昭和四十年以降はこの日を以つて沖縄における「慰靈の日」として、戦没者の靈を慰める行事が行われることになった。)

かくて米軍の沖縄上陸作戦から上陸後の攻防戦が、住民と軍との協力で數カ月に亘つたために、日本本土の上陸を防ぎ得たものであることも考えられる。その点同島守備軍と共に沖縄住民に対し感謝すべきである。

この意味に加えて、沖縄は二十有余年も未返還にある関係から、全国民挙げてその復帰に努力されることを熱望する。特に奄美大島は近隣のよじみもあり、また八年も日本の行政権から切り離され同じ苦痛、苦難をなめて来た。言はば同憂同病の間柄であるから、その復帰の一日も早からんことを願つて止まない。また個人としても共に手を取り合つて、復帰に協力して來た同志との関係から微力ながらその復帰に努力したい一念でいる。

沖縄には復帰運動について、数多く数派に分れ、お互いせり合い、また日本の政党においても、国連憲章第七十八条により条約第三条は無効だと、または国連に提訴すべきだとか、或はまた沖縄の軍事基地を撤去すべきだとか、種々の議論をなし、意見が対立しているようだが、これは寧ろ議論倒れになるのみであつて甚だ遺憾である。殊に沖縄における米国の軍事基地撤去の要求などはもつての外である。これでは恐らく容易に復帰を求むることは、出来ないのではないかと憂えるのである。兎も角も沖縄の復帰を求むるには、政党政派を超えて、議論を抜き、国論を統一し、また全沖縄住民一致団結の下、国民運動を開き、軍事基地と施政権の分離による復帰促進を政府に懇請し、日米両国間の話し合いによるべきであると信ずる。

即ち、奄美大島復帰の先例として、小波藏副主席が昭和四十年五月二十五日の琉球立法院で、沖縄の日本復帰は平和条約第三条の修正に依らないで、日米両国の話し合いによる「奄美方式」を実現したいと述べているのは極めて至当であると考える。(大田政作前沖縄主席に聞くと、この「奄美方式」と言うことは、奄美大島復帰直後、同主席時代に主張していた言葉であると言う。)

本書に詳述されているように、奄美大島の復帰運動は郡内外の全郡民が一致結束し、或是署名運動に、或はまた断食訴願、その他総決起国民大会等祖国復帰の大悲願に向つてあらゆる苦難と闘い、日夜その復帰を念願し、血みどろの運動を続け、米国等に対する陳情嘆願をなすは勿論、国会に対しては屢々陳情をなし国会毎に、共産党を除き殆んど政党派を超越して、度々決議案又は政府に対する質問をなして、世界の世論に訴えて貰つた。

復帰運動は純然たる民族運動であつて、断じて政治的又は思想的背景をもつてはならぬ。然るに復帰運動は稍々もすると、共産党に乗せらる虞が多分にある。奄美大島の復帰問題については、度々東京では対策協議会を開いたが、共産党員は常にその席上復帰運動についての請願、陳情等は真先にソ連に対し不適にしてない、ソ連にたよるべきだと主張して譲ら

なかつた。これに対し私は復帰運動が共産党の反米運動に利用され、アメリカに誤解され
ては、かえってマイナスになることを要えていたので反対して來た。

昭和二十六年八月十日新橋西口広場に於て奄美大島の復帰総決起国民大会開催に當つて
は、特に警視庁に対し共産党に乗せられないことを条件として、大会開催の許可を得たの
であるが、それにも拘らず共産党代議士まで押しかけて来て、演説をやらせるよう申込み
があつたがこれは断乎として拒否した。然し沖縄の復帰運動は、完全に共産党に利用せら
れる傾向があつたので、右奄美大島復帰運動大会後、同月二十八日午後の同場所において
開催予定の「沖縄諸島日本復帰運動統一會」は、純粹の復帰運動ではなくて、日共党員が
他の意図を以つて入りこむとの理由で演説会は許可されなかつた。(本書第六節第六備考
欄一六七頁以下参照)

条約草案が発表されたとき、現地大島では条約第三条を誤解し、非常な動搖と混亂がま
き起つて地元を引き上げるべく準備した人も沢山いたといふ。人によつては現地大島ばかり
でなく、同条により奄美大島など北緯二十九度以南の諸島は、既に信託統治に置かれた
如く早合点し、また第三条を知らない限り、大島は復帰出来ないと解釈していた人々が

多かつた。それで奄美大島復帰スローガンには、条約第三条の撤廃を主張すべきだとの
意見が対立し、この論争はダレス声明あるまで続いた。条約第三条の撤廃には講和条約調
印に参加した四十八カ国(後に五十一カ国となる)が更に集つて、會議を造り直さなければ
ならないことで、これは殆んど不可能のことである。若し条約第三条が改廃されない限
り、これらの諸島が日本に返されないとなれば、尚更に共産党に乗せらる處が多分になつた。

然し条約第三条は、米国が国連に対し信託統治に関する提案をするとき、日本はこれに
同意せよと言うのであるから、その提案するしないとは米国の勝手で、當時私は各方面
から的情報で米国は恐らくこの提案をしないと信じ、また同条の改廃をまたして米国の
一存でこれ等の島々の返還は、出来るものと解釈していた。特に大島は沖縄の如く軍事基
地も設定していないから、必ず近き将来において条約三条の修正によらず、日米間の話
し合いで、日本に返還されるものと確信していたので、私は昭和二十六年八月十九日、講
和条約の調印前地元に対し「米国は結局信託にせず、このままにしておき、二、三年うち
に返される見込み、更に御奮闘を乞う、ここも最後まで死闘する。各地によろしく」と

の激励電報を発した。

この電報は本書第七節一八三頁、〔「自由」二六年十月号〕に転載されているが、これは單に當時現地大島での動揺と、混乱を防ぐための慰めのものでなかつたことは、その後も度々強調している。(本書第八節一九〇頁「自由」二六年一月号、本書第十四節三一二頁「自由」二八年二月号参照)別に豫言者を以つてほこるものでもないが、果せる哉その後二年目の同二十八年八月八日、奄美群島は条約第三条の修正によらず、日米間の話し合で返還するとのダレス声明となつて私の豫想は実現したのである。(本書第十六節結論三四七頁ダレス声明、本書附録三六四頁「奄美」二八年九月一日記事参照)

なお同二十七年二月二十二日の米上院同条約の聴問会で、ダレス氏は琉球、小笠原等の信託統治問題について、住民は日本への復帰を望んでいる。条約が発効してから双方満足のいくように、最善の方法を研究すべきであると答弁しているから、私は沖縄に対しても必らず日米両国間の話し合いで、施政権は日本に返還されるものと固く信じて疑わない。

ただ問題は米国が莫大な費用をかけて設定している軍事基地の点である。これが確保されなるなら、敢えて沖縄の施政権、極東の平和と安全とに結びつけて、この處がなくなる

までその施政権の返還を待つ必要もないと思う。極東の安全保障のために祖国復帰という沖縄住民の希望をいつまでも犠牲にしておくということは、甚だ氣の毒である。然らば如何にして米国をして、この軍事基地を確保せしむるかが問題で、これには色々方法もあるが、安保条約を強化してこれを適用せしめるのも一つの方法であると考える。もつとも沖縄は現在米施政下にあるため、安保条約第五条で条約地域から除外されている。それで沖縄の人々は「同じ日本領土といい同胞といひながら、なぜ条約地域から沖縄を除外し、本土と沖縄との“共生共死”関係を認めようとしないのか」という点に不満を抱いている。言いかえれば沖縄だけが米施政権下に核基地化され、その犠牲のかけで本土は平和な生活を、営んでいるのではないかという疑問である。如何に日本が無条件降伏とはいえ、独り沖縄、小笠原、千島諸島のみを斯くいつまでも、犠牲のどん底のうちに、放任しなければならないであろうか……

私は奄美大島の復帰運動の際、勿論そのときは奄美大島が信託統治にされるか、されないかと言う運命にあつたときのことであるが、安保条約を強化せしむれば、別に米国はこれ等の島々を信託統治にする必要もなく、また施政権下に置く必要もないと考えていたか

ら、反対党が余り騒がないで安保条約が強化されることを希望して来た。私はこの点について、特に本書第八節二九〇頁（「自由」二六年一月号）本書第九節二〇八頁（「自由」二六年一二月号）において述べてあるが、これは現在沖縄の施政権返還についても、同様に言えることと思う。

当時、坂井東京新聞社ワシントン特派員は、沖縄などが信託統治になるいきさつについて、注目すべき見解を伝えて来ている（昭和二六年三月一八日）。それによると米国国内でも、日米安全保障条約が日本において認められる以上、別にこれらの島々を日本から切り離して、信託統治にする必要ないではないかとの議論がある。それにもかかわらず米国が信託統治にせんとするのは、日本において國論が統一されず、共産党や社会党が真向から日米安全保障条約に反対しているためで、もし将来かかる政党が政権をもつ場合、米軍は日本から引揚げた方が賢明だとの見解から、その時の用意として、これらの島々を信託統治おくのだと言う議論のようである。ことに東京新聞は昭和二十六年三月二十一日の社説において、「わが国内には米軍の駐留に『命がけ』で反対すると称する社会党など一部政治勢力があることだ。（略）……このように見てくると沖縄等を米国の信託統治

下におくものは、国連でも米国もなく、日本の一部政治勢力だともいえる」と、極端な批判をのべている（本書第十四節三一四、五頁、「自由」二八年二月号参照）。兎に角、政府としては日米間の高度の政治的話し合い、沖縄における米国の軍事基地の確保に心配ないようにして、沖縄の施政権返還に努力されるべきだと考える。これについては国論を統一し、反対党も政府を支持して貰い度いと思う。また米国としても、沖縄が太平洋戦争における最大なる被害者であり、二十年余り沖縄住民が必死となつて哀訴嘆願して、祖国日本復帰の大悲願をなしているのに、いまだこれが実現を見ない悲惨な状況にあることに思いを致され、領土的野心があるのでなく、ただ軍事的立場において今日沖縄の施政権を獲得していられるのであるから、前記のとおり日米間の話し合いで、沖縄における米国の軍地基地を確保し、米軍の軍事行動の自由を妨げない特別なる方法を講じて、施政権が返還されることを要望して止まない。核基地撤去はもちろん理想とするところであるが、若し米国が日本即極東の安全保障のために沖縄に核基地の保有を強く主張して、日本が現在のように核兵器を含めた基地の自由使用を容認しない限り米国は沖縄の施政権返還に応じないとするならば、日本は止むなく、核を含めた沖縄の米軍基地を認める

より外ないと思う。之が即ち早期施政権返還を求める近道もある。而してまず施政権返還の実現を期した後、核兵器の撤去、基地からの米軍の出動等の事前協議その他について考慮すべきであると考える。

首相沖縄訪問直後の同月二十六日ワトソン弁務官は、ニューヨーク、タイムズ記者との会見で「軍事行動の自由を確保するため、沖縄の施政権を譲るつもりはない」と語り、(一)更に沖縄基地の重要性は米国がベトナムで果している役割りの結果大幅に増大した。沖縄は太平洋全域の防衛のためにきわめて重要補給基地である。(二)沖縄を米国が自由に統治することにより、米国は状況に応じて兵員や物資を無条件・無協議で遅滞なく基地から出入させる自由を得た。(三)沖縄の日本統治復活、あるいは日米共同統治は予見できない将来の問題である。(四)佐藤首相の沖縄訪問は日米協調を増大させることになると信する。自分は日本の沖縄経済開発の長期計画を支持する」と附言しているが、私としてはワトソン弁務官が軍事行動の自由を確保する特別の方法を検討しようともしないで、単に「軍事行動の自由を確保するため施政権を譲るつもりはない」と言明し、施政権がいつ返還されるか判らないような印象を与えたのは甚だ遺憾とする。而もこのワトソン弁務官の言明

は、沖縄の野党第一党の社会民主党をして、折角の佐藤首相の好意的沖縄訪問までを、逆に色々非難させる結果となつた。

米国がいつまでも沖縄を施政権下に置くことは、却って米国をして領土的野心あるかの如く誤解を受けしめ、共産主義国家の逆宣伝に乗せらるのみならず、日米間の友好関係を阻害することになるのを虞れる。故に米国は前述の如く米軍の軍事行動の自由を確保する方法を講じ、速かに施政権返還の実現を重ねて要望する。

終りに本書が沖縄の復帰に多少でも役立つなら幸甚の至りである。

昭和四十一年八月十五日

元衆議院議員
東京奄美会々長
弁護士
(奄美大島復帰東京対策委員長)

- 15 -

御一読の上御批判願います

金井正夫

昭和四十一年十一月一日發行

奄美大島復帰運動回顧錄

編行者 金井正夫

東京都世田谷区四丁目二二三の1

TEL 三二二一八五番

印刷者 山元速雄

株式会社 三元社

東京都板橋区大原町三

TEL 九六六局四八六七番

一九六七年十月二二日

中間報告（一）

復帰問題研究会

那覇市若狭町二ノ六一
沖縄海員会館三階
電話 八一七五三五〇六

贈呈

目次

一 はしがき	二 総括
三 各委員会の報告	
一 法律委員会中間報告	二 政治委員会中間報告
三 経済委員会中間報告	四 社会委員会中間報告
五 安全保障委員会中間報告	一〇 四八四二二一四一六一九
四 経過	
五 復帰問題研究会会則その他	

一 はしがき

沖縄の復帰を求める声はいまや党派をこえて強力な国論に高まつた。政府も戦後、四分の一世紀になんなる不自然な状況を脱却して、沖縄を含む日本民族の統合を実現すべく、重大決意をもつて対米交渉にあたる覚悟を表明している。沖縄現地における、復帰要求の世論はこれまでにない緊迫の様相を示している。このときあたり、本研究会はこれまでの研究成果について中間報告をまとめ、復帰問題解決の参考に供することとした。

設立の趣旨にてらして、本研究会は復帰について特定の方法を提案し推進するものではなく、あくまでも調査研究の成果を判断の資料として県民に報告すること目的とするものであるが、時期的に佐藤首相の訪米をひかえているため、会員の中には、この好機をとらえて本研究会としてもなんらかの意思表明をすべきであるとの意見があった。

この中間報告はこのような意見に促されて、短時日に集中討議を重ね、一応のまとめをみたものである。復帰問題についての沖縄県民の意思是、従来県民代表機関たる立法院において機会ある毎に表明されてゐるが、さらに、この重大時局に際し、近く開かれる臨時議会でも強力に打出されるであろう。

その際、この中間報告がそのための一助ともなれば幸いである。

二、総括の一覧とその要約

各専門委員会の中間報告は後にかかるが、それにもられた諸点をここで総括すると次のとおりである。

一、施政権返還の意義と基本原則

施政権返還の意義は平和条約第三条によるアメリカの施政権を除去して沖縄が日本本土との体制的同質性と一体性を回復することである。すなわち、沖縄に憲法を頂点とする本土法令を無差別に適用することである。この観点から次の四項目が施政権返還の基本原則とされなければならない。

- (1) 施政権返還は一括全面かつ完全であること。
- (2) 米軍基地については、憲法第九条の本旨にもどることのないよう全国民的視点から慎重に検討し、日本の将来に悔いを残さない形で措置すること。
- (3) 施政権返還にともない、県民の権利は日本本土と無差別に保障され、とくに米軍基地のために県民の自由を特別に制約するなどのことは絶対にあってはならない。
- (4) 施政権返還にともなう社会的、経済的混乱を最少限度にとどめ、民生の飛躍的向上をはかつて社会各方面における本土との実質的較差を解消し、経済面では経済の自立化を達成するよう万全の方策を講じ、迅速に実施すること。

三、施政権返還の時期

施政権返還の時期を速やかに明示すること。これは必ずしも法的問題ではなく、社会的問題としての問題である。返還時期については意見の一致を見るに至らなかつたが、一九七〇年をメドとすべきであるというのが大方の意見である。

三、施政権返還までの対策

施政権返還の過程を円滑ならしめるため、法律、政治、経済、社会等の各方面において本土との実質的一体化を推進すること。

三、総括とその要約

三 各委員会の報告

法律委員会中間報告

委員長 宮良辰巳
委員 渡久山寛重
委員 当間重剛
委員 真喜屋実男

当委員会は、復帰問題の法的側面について慎重に研究した結果、十月一六日の会議に於いて、次の諸点を確認したのでこれをもつて中間報告とする。

一 施政権返還の法的意義と基本原則
沖縄は日本の一部であり、沖縄人は日本人であるにもかかわらず平和条約第三条によつて日本本土から分離され、アメリカの施政下に置かれている。施政権返還の法的意義は、このアメリカの施政権を除去して、沖縄が日本本土との体制的同質性と一体性を回復すること、すなわち、憲法を頂点とする本土法令の無差別適用下に入ることであると解する。

この観点から、当委員会としては次の五項目が施政権返還に関する基本原則とされなければならないと考える。

- (一) 施政権返還に関する五原則
- (二) 施政権の返還は、全面且つ完全であること。
(分離返還は、復帰の未完成状態を意味するにすぎないからこれをとらない。)
- (三) 施政権返還の時期は、「一九七〇年をメド」とし、速かにこれを明示すること。
(「返還時期の速かな明示」を強調したい。これによって返還にともなう人心の動搖や混乱をさけることが必要である。)
- (四) 米軍基地については、憲法第九条の本旨にもとることのないよう全国民的視点から慎重に検討し、日本本の将来に悔いを残さない形で配慮すること。
(憲法第九条の解釈については、右から左までいろいろ論議されているが、結局日本政府がみずからの責任に於て国民を納得させる線で政策的にきめるべきであり、吾々としては、平和憲法に沿つて考慮して欲しいと希望するより他はないと思うし、それ以外には受けられないと思う。施政権が全面且つ完全に返還されることは、畢竟沖縄が日本国籍法下に入るなどを意味し、その第九条も又当然に沖縄におよぶことになるので重複するきらいがあるが、基地との関係で特に強調したい。)
- (五) 施政権返還にともない、県民の権利は日本本土と無差別に保障され、とくに米軍基地のために県民の自由を特別に制約するなどることは、絶対にあつてはならない。
- (六) 施政権返還が本土との体制的同質性と一体性の回復であること。
- (七) 施政権返還にともなう混乱を最少限にとどめ、民政の飛躍的向上をはかつて本土との実質的較差を解消するため、万全の方策を講じ、迅速に実施すること。
- (八) 施政権返還により本土と法体制上の「一体化」がなされても、二三年余りにわたるこれまでの空白によつて生じた社会各面の較差を放置することは、結果的に憲法下の平等を実質的に否定することになるであろう。)

西文重複語の読み方と音韻構造

施政権返還の法的措置

施政権返還については、その方法として奄美方式をとる。平和条約第三条の改正ということも考えられるが、平和条約は多数国間条約であるため手続の面で面倒であり、米国以外の当事国の意向についても説得が必要となる。

然じ、これが唯一の方法ではなく、奄美方式により日米間の合意のみによつて決し得るようになつた方がより簡単で問題がない上に法的にも可能である。即ち米国に施政権を放棄して貰い、日本は責任をもつて得を必要とする……

二 沖縄を統治する者の合意で足りる （一）施政権返還までの法制のあり方 （二）沖縄側の法制のあり方

一　米軍・米国民政府及び琉球政府それそれの表半格につき
　　日米安保条約とともにう地位協定の総に
近づける。

三、日本国憲法と同一内容の人权保障を成文化する。
四、布告、布令の減少をはかる。

五、法制の内容は、実質的に日本本土との一体化を原則とするが、沖縄の特殊的統治構造に留意し、性

卷之三

隨意に形式的抽象化をほがつてはならぬ。故に議論法をも、その運営に因する所をさへせば、一概に立法や規則の制定にあたっては、どうくに憲法レベルと都道府県自治法■レベルに於ける法規範的密

(二) 日本本土側の法制のあり方

その他の他沖縄及び沖縄火を、外国及び外国火に準する法令上の取扱いを廢し、原則としてすべての面

這就是說，當你有錢的時候，你才會去花錢；當你沒有錢的時候，你才會去存錢。

吉田の筆者墨跡を取て、此處に記入。吉田豊原はさうぞ日本本草学研究會の事務局長、吉田豊原の筆者墨跡を取て、此處に記入。吉田豊原はさうぞ日本本草学研究會の事務局長。

西漢書中間賦詩

政治委員会中間報告

委員長 濑 長 浩 委員 岩 島 袋 文 彰
委員 高嶺 朝 光 委員 大 城 龜 助
委員 喜屋 武 真 栄

当委員会は、復帰について次のように中間報告をする。

沖縄の施政権返還を求める要望は、沖縄現地はもとより日本本土に於いても極めて根強いものがある。琉球立法院での祖国復帰要望決議および数次にわたる日本国会での施政権返還要望の決議は、つねに全会一致で採択されてきた。対外的案件についてこれほど朝野が一致した例も珍らしいと言えよう。

これまでの世論調査の結果によれば返還を希望する理由として「日本人として当然」とする民族感情に根ざすものがほとんどを占めている。このことは血を同じくする祖国へ「自ら早く復帰したい」という民族感情の端的なあらわれであり、政治的には日本人として何等差別されることのない日本国憲法の適用を求める願望の表明である。

対米折衝への要望

(1) 施政権返還の政治的要求を第1義とするなど、沖縄の米軍基地の評価については国民の間に種々議論があり、その取扱いについてはナショナル・コン

センサスを求めるることは極めて困難である。

従つて、その論議にのみ終始すれば、復帰という大目標が埋没され見失なわれてしまふ恐れがある。當委員会としては、施政権の括返還がすべてに優先されるべきであり、基地については憲法第九条の本旨にともどることのないよう全国民的な立場から慎重に検討し、日本の将来に悔いを残さないように措置する。

(2) 施政権返還と同時に日本国憲法が完全に適用されること。即ち、その憲法の精神を尊重する、そのうえで日本国憲法が完全に適用される「括返還でなければならない」。

二、諸制度の移行に当つては、その経過措置や経済面での特別な振興措置などは必要となるが、憲法の適用を初め基本的な面での特殊扱いや差別扱いがあつてはならない。

(3) 施政権返還の時期を明確にすること。即ち、本土復帰後、諸島の再入植促進、農業整備等は、この時期それば一九七〇年をめどにすべきこと。

日米主脳会談において、施政権返還の時期を明確にするべきである。さもなければ人心が動搖し、すべての面において見通しも計画も立たず不安定の状態となり、經濟も萎縮することを恐れる。

時期は、一九七〇年という好機をメドにする方が良い。

經濟委員會中間報告

總務課 經濟委員會中間報告

一 復帰の時期について何時が適当であるかを経済面から論することは困難であるがそのタイム・テーブルを確定するに当つては、本土との経済障壁の撤廃、本土諸制度、諸法規の導入適用など復帰過程において生ずる摩擦をなるべく少なくし、本土経済との一体化を無理なく進めるよう配慮すべきである。

二 現在基地関係収入は年間約三億ドルと推定され、沖縄経済に占めるその比重はきわめて大きい。従つて、これが皆無となるかも知れないは急激に減少することになると經濟的に大きな混乱を招くおそれがあるので復帰に際しては、この基地関係収入を見合う収入を何らかの方法で確保するか、あるいは差し

三 終局的には基地関係収入に依存するなど、沖縄経済の自立化を達成するよう新たな基盤産業の開発振興を図る必要があり、日本政府の責任において、その具体策を早急に確立すべきである。

（一）
（二）
（三）
（四）

卷之三

社会委員会中間報告
委員長 仲 伸 田 豊 順 委員 金 城 秀 三
委員 吳 我 春 信 委員 平 良 專 哲
委員 申 晴 夏 球 委員 申 晴 夏 球

うがめらぬ事のない、委員長は千人原、副委員長は第1種子原、委員員は中村林村、ふるい信くも
が、寺内知能委員で、賀屋良輔、朝日山苗、大和委員員は池宮城、川口秀一、意
沖縄の社会は総体的にいってきわめて不健全である。そのため社会福祉や教育上の問題、人権上の問題
等をはじめ深刻な社会問題があまりにも多過ぎる。たまに見ても、過度にさへ、その多くは社会問題であ
る。

例えは、文化的な健全社会のバロメーターともいわれる社会保障制度を含めての社会福祉の実情は、本土に比べてその五〇%にも及ばない。その犠牲を蒙つて不遇に泣く人びとの数は、はがり知れないものがある。これは眞理社会の悲劇であり不幸である。

一、青少年の積極的福祉政策である教育についてみると、その教育諸条件の整備の程度は、やまと本土の六〇%以下である。成長途上にある子供たちの教育は、一日の空白も許されない。そのため、教育諸条件の較差是正は、緊急を要する課題である。

一、異民族支配下におかれている沖縄には、人権侵害に泣く不幸な火びとがあまりにも多い。それは、憲法の保障もないため、人権侵害の発生を防止する効果の方策も樹立されず、被害者の救済の制度もきわめ

委員長

- 11 -

10

て不完全のままに放置されているからである。

その深刻さは沖縄の特殊事情に起因するのであるから、その状態が続く限り深刻度は増大はじても決して軽減されることはないであろう。このままの状態を許しておくと、そのため失われていく目に見えない社会的欠損は、物や経済的生活のみでは絶対に補い得るものではない。したがつて、少くとも本土なり文化的な福祉社会の建設を望む県民にとって、沖縄の本来の状態の回復は急務中の急務である。近来祖国復帰の叫びや熱願が日増しに高くなつていきつつあることは歴史的にみても社会の実情からみてもきわめて当然である。二年前に来訪された佐藤総理は、沖縄の祖国復帰が実現されなければ、日本の戦後は終らないと至言を残された。まさにそのとおりである。しかし、二十有余年も戦後処理が残されて、そのためこれまで以上県民が犠牲を余儀なくせしめられていくことはもはや限度にきていると思う。したがつて政府はその絶対的責任において、今度こそ国家世論に応えてこの民族的課題たる沖縄問題を一日も早く解決していくよう強い決意をもつて取組むべき時機である。この時に当つて佐藤総理は渡米され沖縄問題を重要議題として折衝されることになった。この絶好の時機にわれわれは次のことを強く佐藤総理に訴えねばならない。

一、安保改定の一九七〇年までに、沖縄の施政権の全面返還を実現するよう重大決意を以て折衝すること。

この時期については、どうしてもゆずつてもらいたくはない。

一、そして日本国憲法を沖縄にも全面的に適用して、平和条約第三条によつてとられてきた沖縄に対する差別を撤廃すること。そして、すみやかに平和憲法の保障する国民福祉を実現すること。

一、社会福祉や教育問題などは県民の日々の福祉とその成長に深く密着し、本来なら一日の空白も許されない性質のものであるので、施政権返還をまつまでもなく、それに備えて、直ちに国の責任において、一体化の対策を講ずること。

安全保障委員会中間報告

委員長 渡名喜 守 定

委員 上 地 一 史

委員 仲 村 栄 春

委員 比 嘉 貞 信

委員 宮 里 政 玄

最近の沖縄の社会情勢は、復帰について一刻の猶予も許さない段階に到達している。安全保障委員会は安全保障の観点から沖縄の復帰問題を慎重に討議研究した結果、次の点について合意を見た。

- (1) 国際情勢の変化、兵器の進歩及び日本を含む諸国の国防政策の推移により、沖縄基地の戦略的価値は漸減しつつあるものと判断される。特に沖縄の核基地としての役割は著しく減少しているものと思われる。
- (2) しかし、補給基地、中継基地としての沖縄の価値は、現在直ちに消滅することは望めそうもない。
- (3) 施政権返還後の核基地並びに基地の自由使用を許すことは、次の点で好ましくない。
 - 当の自由使用を保障するためには日本国憲法が適用されず好ましくない措置がとられる恐れがある。

二 沖縄を本土と差別する道となる。沖縄を本土と差別する道となる。沖縄を本土と差別する道となる。

三 日米間に絶えず紛糾が生ずる。日本の國策としての沖縄を堅持する。本来より、日本の國策として、沖縄を日本の國策として反する。

四 以上の観点から米国が今後も沖縄の施政権を保持する必要はない。したがつて、日本は沖縄の施政権の

四 経過

一九六七年七月三日	準備委員会 池宮城秀意、上地一史、儀間文彰、吳我春信、平良辰雄、渡名喜守定、宮里政玄、各氏で五名ずつの委員を推薦、委員内定
七月五日	準備委員会 予算審議
七月十日	総会 趣意書ならびに会則審議決定、正副会長並びに運営委員選出
七月一七日	運営委員会 予算審議
七月二〇日	総会 予算審議
八月二十四日	運営委員会 運営方針審議
八月二九日	運営委員会 事務局職員採用面接
八月三一日	懇談会 衆議院沖縄調査団との懇談
八月三一日	運営委員会 事務局職員採用決定
九月四日	総会 事務局職員採用報告、予算審議、専門委員会委員長選出、運営方針の検討
九月九日	総論委員会 研究方針の検討
九月十九日	懇談会 南方同胞援護会評議員會末次三郎氏との懇談
九月二二日	運営委員会 大浜信泉氏の日程審議、宮里政玄委員の日米関係民間会議
九月二八日	(下田)の報告、京都産業大学教授若泉敬氏、京都大学助教授高坂正堯氏の招聘について 大浜信泉氏との懇談
十月二日	総論委員会 大浜信泉氏との懇談
十月四日	懇談会 參議院沖縄調査団との懇談
十年四日	運営委員会 平良会長辞表の取扱い
十月六日	安全保障委員会 研究会
十月七日	運営委員会 平良会長辞表撤回
十月九日	経済委員会 研究会
十月一〇日	政治委員会 研究会
十月一一日	社会委員会 研究会
十月一二日	安全保障委員会 研究会
十月一三日	講演会 講師・久住忠男氏との懇談 政治委員会 研究会 安全保障委員会 久住忠男氏との懇談

次期総会の日程と本土への代表派遣検討

十月一五日	運営員委員会	研究会（中間報告発表）
十月一六日	法律委員会	各委員会の研究促進について、若泉敬氏、高坂正堯氏の日程検討、政府補助金の支出促進について
十月一七日	経済委員会	研究会（中間報告発表）
十月一八日	政治委員会	研究会（中間報告発表）
十月一九日	安全保障委員会	研究会（中間報告発表）
十月一八日	社会委員会	研究会（中間報告発表）
十月二〇日	講演会	若泉敬氏、高坂正堯氏との懇談
十月二一日	政治・安全保障委員会	講師：若泉敬氏、高坂正堯氏
十月二二日	総論委員会	演題：若泉敬氏、「日本の安全保障と沖縄」
十月二三日	起草委員会	高坂正堯氏、「国際政治の動きと沖縄」

五 復帰問題研究会会則その他

趣意書

沖縄の日本復帰は全県民の熱望にもかかわらず戦後二十二年たった今日にいたるまで実現されないままになっています。

もとより復帰問題解明の根底には、複雑で困難な幾多の先決問題が横たわっています。これまでに各方面で論ぜられ、県民の前に提示された復帰実現の方法が多岐に亘っている事実もよくこのことを示しています。然しながら如何なる立場から復帰問題を考えるにせよ、問題の解決は法律、政治、経済、社会、安全保障等の重要な分野にわたって客観的な調査研究の上に立った実態の正確な認識を基礎にしなければなりません。そうすることによって初めて現実的でしかも世界の進歩に適合した姿勢でこの問題と取組むことができると信じます。

日頃復帰問題に強い関心をもつ私たちは、これらの諸問題について、あくまで不偏不党の中立的立場から調査研究を行う必要を痛感し、そのための機関の設置について慎重に検討を重ねて参りましたがここに別紙会則のような研究会を設立する運びになりました。

私たちの念願とするところは特定の復帰問題の方法を提案し推進することではなく県民各階層の意見を反映する本研究会の調査研究を通して、復帰問題の解明に役立つ基礎的な資料を県民に提供することにあります。

復帰問題研究会会則

(名称)

第一条 本研究会は復帰問題研究会と称する。

(所在地)

第二条 本研究会は沖縄那覇市内に設置する。

(目的)

第三条 本研究会は不偏不党の中立的立場に立ち、法律、政治、経済、社会、安全保障その他の重要な側面から復帰問題について客観的な調査研究を行い問題の解明に役立つ基礎的な資料を県民に提供することを目的とする。

(事業)

第四条 本研究会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

一 世論調査

二 資料の収集

三 調査研究成果の発表

四 その他本研究会の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第五条 本研究会は別紙会員名簿に記載された者を以って構成する。欠員ある場合は総会にはかつて補充

することができる。

(役員) 会長、副会長、幹事長、書記長

第六条 本研究会に次の役員を置く。

一 本研究会を代表する会長 一名

二 副会長、幹事長、書記長 一名

三 運営委員 一員

（専門委員会） 若干名

(総論委員会)

第七条 本研究会に次の専門委員会を置き、専門委員会の委員は会員を以ってこれにあてる。

一 法律委員会

二 政治委員会

三 経済委員会

四 社会委員会

五 安全保障委員会

(総論委員会)

第八条 本研究会に総論委員会を置く。

二 総論委員会は運営委員及び各専門委員会の委員長をもつて構成する。

3 総論委員会は各専門委員会の研究活動に資するため復帰問題の総論的な課題を研究し、各専門委員相

復帰問題研究会会員名簿

氏名	勤務先	住所	電話
会長 池原 良辰 雄	琉球大学	(2) 三一〇一	(2) 〇五五八
副会長 池原 良辰 雄	琉球大学	(2) 三一〇一	(2) 〇五五八
委員長 宮良 長辰	宮良長辰法律事務所	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球工業連合会	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球大学	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球赤十字社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	沖縄教職員会	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球製粉株式会社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球銀行調査部	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球農業協同組合連合会	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球海運株式会社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	沖縄製粉株式会社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	沖縄タイムス社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	沖縄農業協同組合中央会	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球大学	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球造船鐵工株式会社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	砂辺海運合資会社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	内科・小兒科千原医院	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球教職員会	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	琉球新報社	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	デパート・リウボウ	(2) 二二三一	(2) 二二三一
委員長 宮良 長辰	那覇市松尾二の四	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市大道二六二	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市崇元寺町二の四八	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市首里桃原町二の一	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市首里山川町一の四三	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市松尾一八三	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市古波藏二六四	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市安里八二	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市大道二五四九	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市松山一の四九	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	北中城村大城一〇九	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市大道二六〇	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市大道三五四の一	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	那覇市諸見里七七の一	(2) 九二七七	(2) 九二七七
委員長 宮良 長辰	(○七七)三九〇八	(2) 九二七七	(2) 九二七七

- 24 -

住 所

会員名	勤務先	住所	電話
社会委員会 委員長 池宮城良	沖縄農業協同組合中央会	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球大学	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球銀行調査部	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球農業協同組合連合会	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球海運株式会社	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	沖縄製粉株式会社	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	第一産業株式会社	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球新報社	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球農業協同組合中央会	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球大学	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球造船鐵工株式会社	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	砂辺海運合資会社	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	内科・小兒科千原医院	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球教職員会	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	琉球新報社	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	デパート・リウボウ	(2) 七九八七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市松尾二の四	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市大道二六二	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市崇元寺町二の四八	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市首里桃原町二の一	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市首里山川町一の四三	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市松尾一八三	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市古波藏二六四	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市安里八二	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市大道二五四九	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市松山一の四九	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	北中城村大城一〇九	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市大道二六〇	(2) 九二七七	(2) 九二七七
社会委員会 委員長 池宮城良	那覇市大道三五四の一	(2) 九二七七	(2) 九二七七

- 25 -

委員長	渡名喜	守定	琉球漁業株式会社	勤務先生
委員上地一史				
委員仲村栄春				
委員比嘉貞信				
委員宮里政玄	沖繩軍用土地連			
委員大谷				

障 委 員 会
勤 務 先
琉 球 漁 業 株 式 会 社
沖 縄 タ イ ム ス 社
北 中 城 村 役 所 (○七七) 三九八二
沖 縄 軍 用 土 地 連 合 會 (3) 一二八〇
(2) 三一〇

那覇市安里一四二〇 (2) 五八一〇
 那覇市大道三〇 (2) 一八六二〇
 北中城村大城一二〇
 コザ市胡屋一三三五 (○七七) 四五六六〇
 那覇市首里儀保町三の一八 (2) 〇二六八

事務局長	大山盛永	那覇市安謝一〇九	市営住
専門調査員	新城匡	那覇市宇栄原五八二	市営住
事務職員	屋宜盛昌	宜野灣市大山一九五	
桃原邦子	富村英生	那覇市若狭町二の六六五	市営住
	賀数松弘	糸満町与座四一二の五二	
	平良清子	那覇市牧志町二の二七二の二	
	那覇市小禄一三四一		

(3) 一八一五
(4) ○八五九三
(5) 三安室方
(6) 九九二七三三
(7) ○一四四四
(8) 五〇四〇

昭和四十二年五月

沖繩問題の焦点

南方同胞援護会会长
大浜信泉

沖縄問題の焦点

南方同胞援護会会长

大浜信泉

一、アメリカの施政と住民の受取り方

アメリカは、太平洋戦争の末期に多大の犠牲を払つて沖縄諸島を占領し、一九五一年平和条約の発効とともに同条約第三号の規定に基く施政に切替え、行政、立法、司法の全権を掌握して、引き冲縄地区を統治している。そして大統領行政命令によつて施政の準則を定め、民主主義の理念に従い、法の支配をもつて統治の基本方針としている。なお、相当早い時期から行政、立法、司法の全面にわたつて、ある程度住民の自治を認め、そして自治の範囲は漸次に拡大されてきた。

他面、アメリカは沖縄地区に巨額の資金を投じて大規模な軍事基地を構築し、常時相当規模の連隊を常駐させるとともに、施政権者として、社会秩序の確保と住民の生活水準の向上につとめ財政的にも莫大な援助を続けている。その結果、沖縄の経済と住民の生活は、アメリカの経済援助と軍事基地の存在をなれては考へることができないほど、アメリカに依存しており、何人もこの冷厳な現実に目を蔽うことはできないであろう。

ところで、独立の民族国家が、その領土の一部を割いてその住民とともに、他国の統治に委ねることは、その理由はともあれ、人類の歴史上まったく異例のことにして属する。この異例の措置は、敗戦に伴なう社会的

混乱と経済的窮乏、さらに精神的虚脱の裡に、しかも勝者と敗者との関係において断行されたので、沖縄の住民も、さほど抵抗を示すことなしにこれを甘受するなかはなかつた。しかし漸く生活が安定し、精神的にも平静を取り戻すにつれて、沖縄の住民がそのおかれた特異な地位と環境に懷疑の念を抱き、アメリカの施政に対しても批判の目を向け、不満と不信の念を抱くようになつて来たことは争えない事実である。殊に経済的高度成長の結果、あらゆる面において、本土と沖縄との間に大きな格差が生じ、それが目立つて来るに従つて住民の不満感が増大の一途を辿るのは、自然の成行きといふほかない。

およそ他民族による統治は、統治される側からいえば、矜持と尊厳を傷つけるものであり、それがいかに堪えがたいものであるかは、世界各地に蜂起している民族解放運動に照しても明らかであろう。

殊に民族国家日本の一環としての長い歴史を背景とし、高度の伝統的文化を誇っている沖縄の場合には、

なおさらのことである。

この関連において、アメリカの経済的援助と基地の存在が沖縄住民の生活水準の向上と沖縄経済の繁栄を支えていることを指摘し、それを一種の恩恵でもあるかのように考えている人があるかも知れない。しかし民族の矜持と尊厳は、経済的代償によつて相殺される性質のものではない。また、金錢によつて信頼と尊敬の念を買取ることができると考えることも大きな誤りである。民族と民族とが対決した場合、経済的合理主義の適用には限度がある。また人間の生活には、理性の支配よりは、感情その他非合理的要素によつて支配される面が大きいことを忘れてはならないであろう。

二、アメリカの施政に対する不信、不満の声

沖縄におけるアメリカの施政には、明るい面があることはいうまでもないが、住民の不信、不満の原因になる暗い面があることも否定できない。

この関連において、まず指摘したいことは、施政が軍事基地中心主義に偏し、住民の一般生活に対する配慮が不十分だと不満の声があることである。アメリカが施政権を必要とするのは、軍事基地を確保する手段としてであり、そこで施政においても基地に対する配慮が優先することは当然といわなければならない。

しかしアメリカは、この地区での統治権者である以上、住民の幸福を保障する責任をまぬがれることはできないであろう。ところで沖縄の現状をみると、教育に関する施設、設備、社会保障制度その他福利民生等の面は、日本本土の類似点との比較においても、はるか後方に位置しており、沖縄の住民がこれを不満に思うのも無理がない。

日本政府は、沖縄の住民が日本国民であることに鑑み、潜在主権者として、経済開発および住民の幸福増進のために、アメリカ当局の了解をえて援助を実施している。

アメリカは日本政府が財政援助を通じて沖縄に対し介入することを回避する傾向があつたが、近年その方針を緩和しており、その結果、日本政府の援助額は飛躍的に増大し、次年度はアメリカの援助額を上回るにいたつている。

次に指摘したいことは、アメリカの軍人、軍属による人権の侵害、交通取締規則の違反、その他秩序破壊

等の犯罪行為に対する措置に、公正を疑わしめる事例がすくなくないということである。そしてこれが住民のアメ

リカに対する尊敬と信頼の念を傷つけ、ひいては若い世代をしてアメリカの民主主義に対して懷疑的ならしめているという嘆きの声さえある。

なおアメリカの軍人軍属の中には沖縄を勝利に伴なう戦利品であるかの如くに考え、住民に対しても優越感または差別感をもつて臨む人があるといわれている。むろん、それが国の方針でないことは明らかであるが、しかし民衆は直接接觸する人の言動を通してその国を判断する場合が多いので、この種の言動が反米感情の原因になることは否定できない。

上述のように沖縄の住民の間には、アメリカの施政に関連しているいろいろの面において不平、不満の声があり、いずれも些細な感情論といえばそれまでであるが、しかし大衆の素朴な感情であるだけにこれを無視することは出来ない。

三、日米共通の課題と対策

沖縄をめぐる日米両国間の課題の根底には、軍事基地の問題が横たわっている。とにかく基地をはなれで、沖縄対策を論ずることは出来ない。

アメリカが、沖縄にその独自の計画に基いて軍事基地を設置し、自由にこれを利用することができるのは、平和条約第三条の規定に基いて施政の全権を掌握しているからであり、この意味において施政権は、アメリカにとつては、軍事基地の法的根拠であると同時に、将来に対する法的保障でもある。またアメリカが沖縄について施政権を必要とするのは、もつばらこの理由によるものと考えられる。そして、アメリカは、極東における平和の維持と安全保障の観点から沖縄の基地の重要性を強調し、現下の国際情勢下においては施政

権を返還することは困難である旨を繰り返し声明している。

翻つて日本の立場についてみても、日本政府は、アジアの安定の上にアメリカの軍事力の果す役割を重視しているばかりでなく、日本の防衛の上からも沖縄の基地は不可欠の要素であるとの見解に立つてゐるものと解される。そこで、まもなくとも現段階においては、日本政府から軍事基地の撤収を求めるとはないであろう。

そうだとすれば、沖縄対策は、軍事基地の存続を肯定し、これを前提としてその枠内において考えるほかはない。

ところで前にも指摘したように、軍事基地は施政権の法的根拠とされているので、施政権の全面反還を求めるには、それに代るべき根拠と保障を提供する必要がある。それには、その趣旨の条約を締結することも一案であるが、しかし平和条約をはなれて新たにこの趣旨の条約を締結するなどと、政治的に多くの困難が予想されよう。といつて、沖縄の住民の立場を考えると、百年河清を得てどう現状のままにそれを放置することとも許されない。

そこで次善策ではあるが、過度期の対策として、形式上施政権の存続を認めながら、沖縄の施政につき日本政府が直接責任を負う方式はいかどうかについて考えてみる必要があろう。もし全面的にそれが不可能ならば、結局部分的にでも日本政府が責任を分担する方式を考える以外に途がない。ともあれ、教育権の分離返還の構想は、この観点から発想されたものである。

なお沖縄問題を考えるにあたつては、沖縄の住民の対米感情のほかに、日本本土に於ける対米批判勢力に言及する必要を感じる。なぜなら、この角度からものを見る人々にとって、沖縄の現状は、アメリカの政策批判または反米感情をかきたてるための好個の材料であり、そしてこの種の言動は、沖縄の住民に影響する

ところが大きいからである。

日本には、戦争放棄の規定をふくむいわゆる平和主義憲法を盾に国防無用論を唱える勢力がある。また目的や理由のいかんを問わず、戦争それ自体を罪悪視する絶対的平和主義の思想があり、殊に若い世代にはその傾向がつよい。

これらの人々の見方をもつてすれば、アメリカが沖縄に軍事基地を保持していることそれ 자체が一種の社会悪であり、これを帝国主義的の侵略だと極論する人さえある。この種の考え方の当否は別として、特に警戒しなければならないことは、これが直ちに反米運動に結びつくということである。

沖縄問題は、沖縄の住民だけの問題ではなく、日本全国民の关心事である。沖縄における祖国復帰運動は年を追うて激しくなりつつある。これと呼応して、日本本土においても、沖縄の住民に対する同情がふくまるとともに、米国批判の声も高まりつつあり、民族意識と感情に訴える運動であるだけに基地反対の反米運動に発展しないとは限らない。

要するに沖縄をふくむ日本の国民感情および世論の動向に照し、沖縄問題は日米両国の協力関係の前途に横たわるガンともいいうべきものであり、早急に対策を講ずる必要があるようと思う。そうでないと、軍事基地は敵地内にあるようなものになり、その機能の發揮を阻害される危険がないとはいえないからである。この観点から、住民に精神的の満足と安定感を与えるなんらかの対策を講ずる必要を痛感する。(了)

大浜会長、末次評議員渡米日程および主なる面接者

一、日 程

三月二十一日	羽 田 発
三月二十二日……四月十六日	サンフランシスコ、ワシントン、デトロイト等を経て南米各地沖縄同 胞訪問
四月 十六日……二十四日	ニューヨーク
四月二十五日……五月十四日	ワシントン
五月 十四日……十六日	ロスアゼルス
五月 十六日……二十二日	パライ
五月二十二日	帰 京

二、主なる面接者

1. 政府関係

W・W・ロストラ
(大統領特別補佐官)
W・J・ショルデン
(大統領特別補佐官)
S・R・ルーサー
(陸軍長官)

2. 議会関係

T・G・ホルト (陸軍次官補)
E・V・ロストフ (國務次官)
S・D・バーガー (國務次官補代理)
チャールス・フランケル (國務省文化担当國務次官補)
スナイダー (國務省日本課長)
J・T・マクノートン (國防次官補)
H・M・ホランド (國防總省)
モートン・ヘルベリン (國防總省)

3. 上院

ダニエル・井上

(ハワイ選出)

F・R・バレオ

(マンスフィールド院内総務補佐官)

N・ジョンズ

(フルブライト補佐官)

下院

カール・アルバート

(院内総務)

クレメント・ザブロスキ

(外交委員会)

メルビン・ブライス

(軍事委員会)

J・W・マコーミック

(議長)

S・マツナガ

(

P・ミンク

(

3. 学界関係

E・O・ライシヤワー

(ハーバード大学教授)

R・A・スカラビーノ

(カリフォルニア大学教授)

グランド・バス

(スタンフォード大学教授)

エマーソン

(スタンフォード大学客員教授、元駐日公使)

K・スナイダー

(スタンフォード大学教授)

A・ボール

(

池信孝

(

高瀬保

(

G・カーラー

(コロンビア大学総長)

J・モリ

(コロンビア大学教授)

D・バーネット

(

H・ウェーブ

(

ジョン・バドウ

(中東研究所長、前アラブ大使)

4. 報道関係

J・R・ウイギジズ

(ワシントン・ポスト編集長)

昭和四十二年五月

「沖縄問題の焦点」

著者 大浜信泉

発行者 南方同胞援護会

東京都千代田区霞が関

三の六の十五号

G・バツカーリド
(ニューズウイトク)
田・チャビン
(ニューヨーク・タイムス)

昭和四十二年十月

沖繩復帰問題研究会
中間報告要旨

南方同胞援護会

沖縄返還問題

中止の問題とその解決策

目

次

一、はしがき

括

二、総括

- ① 施政権返還の意義と基本原則
- ② 施政権返還の時期

三、法律委員会

- ① 施政権返還の法的意義と基本原則
- ② 施政権返還の法的措置
- ③ 施政権返還までの法制のあり方
- ④ 沖縄に施政権返還を求める要望
- ⑤ 対米折衝の要望

四、政治委員会

- 五、経済委員会
- 六、社会委員会
- 七、安保委員会

12 9 8 7 6 6 5 5 4 4 3 2 2 1

まえがき

沖縄の復帰問題研究会は十月二十二日、総会をひらき中間報告を発表した。本冊子に収録したものは、十月二十三日付け琉球新報、沖縄タイムスに掲載された要旨を本会が取りまとめたものである。

はしりがき

沖縄の復帰を求める声は、いまや党派をこえて強力な国論に高まつた。政府も戦後四分の一世纪になんなんとする不自然な状況を脱却して、沖縄を含む日本民族の統合を実現すべく、重大な決意をもつて対米交渉にあたる覚悟を表明している。沖縄現地における復帰要求の世論はこれまでにない緊迫の様相を呈している。このときあたり、本研究会はこれまでの研究成果について中間報告をまとめ、復帰問題解決の参考に供することにした。

設立の趣旨にてらして、本研究会は復帰について、特定の方法を提案し、推進するものではなく、あくまでも調査研究の成果を判断の資料として県民に報告することを目的とするものであるが、時期的に佐藤首相の訪米をひかえていたため、会員のなかには、この好機をとらえて本研究会としてもなんらかの意思表明をすべきであるとの意見があつた。この中間報告は、このような意見に促されて、短期日に集中討議を重ね、一応のまとめをみたものである。復帰問題についての沖縄県民の意思是、從来県民代表たる立法院にお

いて機会あるごとに表明されてきてはいるが、さらにこの重大な時局に際し、近く開かれる臨時議会でも強力に打ち出されるであろう。その際、この中間報告がそのための一助ともなればいいのである。

卷之三

施政権返還の意義は、平和条約第三条によるアメリカの施政権を除去して沖縄が日本本土との体制的同質性と一体制を回復することである。すなわち、沖縄に憲法を頂点とする本土法令を無差別に適用することである。この観点から次の四項目が施政権返還の基本原則とされなければならぬ。(1)施政権返還は一括全面かつ完全であること。(2)米軍基地については、憲法第九条の本旨にもとることのないよう全国民的視点から慎重に検討し、日本の将来に悔いを残さない形で

することと
とくに米
つてはな
の飛躍的
面では経
の意見で
政権返還
をみるに
の意見で

措置すること。(イ)施政権返還に伴い住民の権利は日本本土と無差別に保障され、とくに米軍基地のために住民の自由を特別に制約するなどることは絶対にあつてはならない。(ロ)施政権返還に伴う社会的混乱を最小限度にとどめ、経済面では経済の自立化を達成するよう万全の方策を講じ、敏速に実施すること。

(2) 施政権返還の時期

施政権返還の時期をすみやかに明示すること、返還時期については意見の一一致を見るに至らなかつたが、一九七〇年をメドとすべきであるというのが大方の意見である。

施政権返還の時期をすみやかに見るに至らなかつた方の意見である。

施政権返還までの過程を円滑ならしめるため、法律、政治、経済、社会など各方面において本土との実質的一体化を推進すること。

③ 施政権返還までの対策

-3-

- 2 -

法 律 委 員 会

① 施政権返還の法的意義と基本原則

施政権返還の法的意義はアメリカの施政権を除去して、沖縄が日本本土との体制的、同質性と一体性を回復すること、つまり憲法を頂点とする本土法の無差別適用にはいると解する。この観点から当委員会は次の五項目が施政権返還の基本原則とならなければならないと考える。①施政権の返還は全面かつ完全であること、一 分離返還は復帰の未完成状態を意味するのでこれをとらない。②施政権返還の時期は一九七〇年をメドにし、すみやかにこれを明示する。③米軍基地は、憲法第九条の本旨にもとることのないよう全国民的視点から慎重に検討し、日本の将来に悔いを残さない形で措置する。④施政権返還で、住民の権利は日本本土と無差別に保障され、とくに米軍基地のためには、住民の自由を特別制約することは絶対にあつてはならない。⑤施政権返還にともなう混乱を最小限にとどめ民生の飛躍的向上をはかつて本土と実質的較

差を解消するため万全の方策を講じ迅速に実施する。

② 施政権返還の法的措置

施政権返還は奄美方式をとる。平和条約第三条の改定も考えられるが、これは多数国条約であるため手続き上面倒である。奄美方式で日米間の合意で決めた方が問題もなく、法的に也可能である。つまり、米国に施政権を放棄してもらつて日本は責任をもつて沖縄を統治する旨の合意で足りる。

③ 施政権返還までの法制のあり方

沖縄側の法制のあり方、米軍による各種損害の賠償は、日本本土の取り扱いの線に近づける。ハ、日本国憲法に同一内容の人権保障を成文化する。二、布令、布告の減少をはかる。

ホ、法制の内容は実質的に日本本土との一体化を原則とするが、沖縄の特殊的統治構造に留意し、急に形式的一体化をはかつてはならない。

ヘ、立法や規則の制定には、とくに憲法レベルと都道府県自治レベルの法規範的密度に留意し、バランスのとれた法制の確立維持をはかる。

日本本土側の法制のあり方

イ、県民の国政参加をはかるため、選挙法上の措置をする。

ロ、そのため、沖縄および沖縄県民を外国および外国人に準ずる法令上の取り扱いを廃し、原則として、すべての面で同一取り扱いをする。

政治委員会

① 沖縄の施政権返還を求める要望

沖縄現地はもとより、日本本土でも極めて根強いものがある。

立法院での祖国復帰要望決議、および数回にわたる日本国会での施政権返還要望の決議は、つねに全会一致で採決されてきた。

対外的案件で、これほど朝野が一致した例は珍しいといえよう。

これまでの世論調査の結果によると、返還を希望する理由として「日本人として当然」という民族意識にねざすものがほとんどを占めている。

このことは血を同じくする祖国へ一日も早く復帰したいという民族感情の端的なあらわれであり、政治的には日本人としてなんら差別されることのない日本国憲法の適用を求める願望の表明である。

② 対米折衝の要望

① 施政権返還の政治的要求を第一義とする

沖縄の米軍基地の評価については、国民の間に種々議論があり、その取り扱いについてはナショナル・コンセンサスを求めるることは極めて困難である。従つて、その論議にだけ終始すると、復帰という大目標が埋没され、見失われてしまう恐れがある。当委員会としては、施政権の一括返還が、すでに優先されるべきであり、基地については憲法第九条の本旨にもとることのないよう全国民的立ち場から慎重に検討し、日本の将来に悔いを残さないように措置する。

② 施政権返還と同時に日本国憲法が完全に適用されること。

イ、日本国憲法が完全に利用される一括返還でなければならない。ロ、諸制度の移行にあたつては、その経過措置や経済面での特別な振興措置などが必要だが、憲法の適用をはじめ、基本的な面での特殊扱いや差別があつてはならない。

③ 施政権返還の時期を明確にする、それは一九七〇年をめどにすべきこと。日米首脳会談で施政権返還の時期を明確にすべきである。さもないと人心が動搖し、すべての面で見通しも計画も立たず不安定の状態となつて経済も萎縮するおそれがある。

経済委員会

一、復帰の時期についていつが適当であるかを経済面から論することは困難であるが、そのタイム・デドブルを確定するにあたつては本土との経済障壁の撤廃、本土諸制度、諸法規の導入適用など復帰過程において生ずる摩さつとなるべく少なくして本土経済との一体化を無理なく進めるより配慮

すべきである。

二、現在、基地関係収入は年間約二億ドルと推定され、沖縄経済に占めるその比重が極めて大きい。したがつて、これが皆無となるか、あるいは急激に減少することになると経済的大きな混乱を招くおそれがあるので、復帰に際してはこの基地関係収入に見合う収入を何らかの方法で確保するか、あるいは差し当たつて基地関係収入に急激な変動がないような措置を講ずる必要がある。

三、終局的には基地関係収入に依存することなく、沖縄経済の自立化を達成するよう新たな基盤産業の開発振興を図る必要があり、日本政府の責任においてその具体策を早急に確立すべきである。

社会委員会

沖縄の社会は総体的にいつて極めて不健全である。そのため社会福祉や教育上の問題、人権上の問題などをはじめ深刻な社会問題があまりにも多過ぎる。

たとえば文化社会のバロメーターといわれる社会保障制度を含めての社会福祉の実情は、本土に比べて五〇パーセント以下である。その犠牲をこうむり不遇に泣く人びとの数は、はかり知れない。これは沖縄社会の悲劇であり不幸である。青少年の積極的福祉対策である教育をみると、諸条件整備は本土の六〇パーセント以下である。

て、沖縄の本来の状態の回復は急務中の急務である。近来、祖国復帰の叫びや熱願が日増しに高くなつていきつつあることは歴史的にみても社会の実情からみても極めて当然である。

この時に当たつて佐藤総理は渡米し沖縄問題を重要議題として折衝することになつた。この絶好機にわれわれは次のことを佐藤総理に訴えねばならぬ。

安保改定の一九七〇年までに沖縄の施政権の全面返還を実現するよう重大決意をもつて折衝すること。この時期については、どおしてもゆずつてもらいたくはない。日本国憲法を沖縄にも全面的に適用して、平和条約によつてとられてきた沖縄に対する差別を撤廃すること、すみやかに平和憲法の保障する国民福祉を実現すること。

社会福祉や教育問題などは、県民の日常の福祉とその成長に深く密着し、本来なら一日の空白も許されない性質のものである。施政権返還を待つまでもなく、それに備えて直ちに国の責任で一体化の対策を講ずること。

安 保 委 員 会

① 國際情勢の変化、兵器の進歩および日本を含む諸国の国防政策の推移により、沖縄基地の戦略的価値は漸減しつつあるものと判断される。とくに沖縄の核基地としての役割は著しく減少しているものと思われる。しかし、補給基地、中継基地としての沖縄の価値は、現在直ちに消滅することはない。

② 沖縄の施政権返還後の核基地並びに基地の自由使用を許すことは次の点で好ましくない。

③ A、自由使用を保障するために日本国憲法が適用されず好ましくない措置がとられる恐れがある。B、沖縄を本土と差別することになる。C、日本間にも、絶えず紛糾が生ずる。D、日本の国策に反する。

△ 以上の観点から米国が今後も沖縄の施政権を保持する必要はない、従つて、日本は沖縄の施政権の全面返還を強力に要求すべきである。

△ 施政権の返還は早期に実現すべきである。返還の時期は佐藤首相の訪米

の時に明示されることが望ましい。△返還の時期は一九七〇年を目指すべきである。△返還後の沖縄基地は本土並みとする。

ダニエル・マーク・ジョンソン・メンテルホール。

企画、建築、技術、組織及び経済調査研究所

沖縄那覇市松山町二丁目八十二番地 在来ビル内

株式会社 日本経済技術コンサルタント

東京都千代田区四番町東亜ビル

共同事業

沖縄那覇市松山町二丁目八十二番地 在来ビル内

1968年3月7日

琉球政府一米国民政府経済開発合同委員会に提出された第一回経済調査報告書申案

1968年3月7日午後3時発表

琉球政府一米国民政府経済開発合同委員会に提出された第一回経済調査報告書申案

告書によると、もし琉球列島が将来も適当な経済成長率を維持するためには、製造業や電気光事業の分野で大きな伸びを示し、かつ外資導入を単に受け入れるばかりなく、より積極的に外資の導入を図らなければならぬと指摘している。

この調査報告書はカリフォルニア州ロスアンゼルス凍京、沖縄在のダニエル・マーク・ジョンソン、マンデルホール(コスティス)社と東京在の株式会社日本経済技術コンサルタント社(コスティス)の共同事業で作成されたものである。この調査研究班の長はコスティス社のアーサー・G・オーブル博士で、技術主任として日本経済技術コンサルタント社の大糸佐武郎博士が参加した。この報告書は日英両文で印刷し一般に公表する前に久手堅徳次氏(琉球政府企画局長)とエドワード・H・リーブス氏(米国民政府経済局長)を共同議長とする琉球政府一米国民政府経済開発合同委員会の承認を得なければならない。

同報告書は沖縄本島の水道、電力及びサービス問題に対して一般の人々が上り遅やかに、かつ広範囲の関心を示し、公共及び民間の建物、施設及び道路の用地に関する地域計画を策定するに当つてはもつと相互調整する必要があることを強調している。

更に同報告書は、現在生産開発計画に対して充分な政府支出がなされていないことを指摘している。琉球列島における直接税、間接税は近年の民謡生産の約1.2~1.3%と見極られているが、日本の場合は約1.6%である。同論

益は政府の税制政策及び支出はその經濟成長に及ぼす影響によつて判断されるべきであると論議している。

同調査は過去3年間にわける琉球の國民総生産の大増加伸びは米軍並にその要員による支出の増加によるものであるが、これら不準並びにその要員による支出来が今後幾年間も引続き同じ率で果して増加するかどうかは予測出来ないと報告している。

1967会計年度における琉球の國民総生産は未會有の伸びを示し、5億2千170万ドルに達した。

従つて、琉球においては製造業が大きく伸び、觀光客からの収入も含めて商品やサービスの輸出を大いに伸ばす必要がある。

琉球列島は輸入に大きく依存しており、昨年は輸入額が3億2千8百万ドルに達した。これだけの輸入が出来たのも外國からの受けとり、主として米国及び日本からの援助額が大きく増加したおかげである。もし輸入が今後とも増加し続け、一方米国の支出が増加せざるままでは、その他

の外國からの受け取りを増加させなければならないと同調査は指摘している。

琉球經濟における基本的な必要条件は、外國資本を単に導入するだけでなく

貿易特惠措置を講ずることによって導入を促進すべきであると同調査書は述べている。

同調査報告書によると、琉球の經濟開発計画において最も可能性があり、かつ望ましい經濟開発の方向は、主として輸入原材料を利用した製造業の振興である。有意義な長期産業開発のためにには技術から離れたところに大規模な産業地盤と沿岸施設を整備することが必要であり、かつ漁業助成公團を設置し新しい輸出産業に対しては所得税の免稅措置などが必要であると強調している。

同報告書は又、将来性のある産業として觀光事業を上げている。觀光事業はめざましい発展を示しているが、更に日本からの觀光客を誘致し、かつ極東における國際觀光客の日程に沖縄を含めるために事業を拡充すべきである。

農業部門は生産性の大幅な改革を実行しないかぎり必要な輸出増加は望めないと同調査報告書は述べている。

報告書は又特に挙出しの濫用を減らすなどといつた砂糖キビの体质改善計画や大規模な畜産試験場の設置、野菜類の増産及びマーケティング調査の実施などを強調している。CMMI-JAPAN報告書は經濟開発5ヶ年計画の作成、

政府の予算手続の改正、商業銀行の支払い準備金制度に彈力性を持たせること、開発資金のテコ入れなどを勧告している。

同報告書は商業銀行業界は季節的かつ長期的な資金不足を抱いているがこれに対するコンサルタント一行も簡単な解決策を提示することが出来ないと指摘している。長期資本市場は適正に開発されていないし、政府及び民間の金融機関の貸貸はその機能を効果的に果すためにもっと充実させる必要があると

コンサルタント一行は説明している。

琉球で生産された総財貨及びサービスを示す尺度としての国民総生産は過去

三年間にそれぞれおよそ14%、17%、及び19%増加した。人口増加は年間およそ1%の伸びを示しているので、一人当たり国民総生産の伸びは過去三年間ににおける年毎の国民総生産の伸び率よりやゝ下回っている。生活費はこの期間中に多少上昇している。従つてそれを調整しても一人当たり国民総生産は過去三ヶ月間に実質でそれぞれ、11%、10%及び14%の伸びを示している。同報告書は今後数年間の成長率の目標を7%及至8%に置くよう提案しているがその目標達成は極めて困難となろうと述べている。

このよきな成長率は財貨、サービスの輸出が今後数年間毎年3,000万ドル乃至4,000万ドル、その後1975年まで毎年5,000万ドル乃至6,000万ドルの割合で増えない限り達成出来ないと同報告書は述べている。

第二次大戦までの琉球の一人当たり国民所得は25ドルであったのに対し日本はおよそ68ドル、米国は850ドルであったと推計されている。1967会計年度における琉球の一人当たり総生産は548ドルと推計されている。この額は1966年度の日本の一人当たり国民総生産985ドルの約55%にあたる。琉球の一人当たり国民総生産は台湾やフィリピンのそれと比較して約二倍となつてゐる。同報告書はその他に琉球の人的及び物的資源の分析等が含まれてゐる。琉球外への人口流出を含めない人口増加率は年間約2%で、人口流出を含めると年間約1%となる。1960年から1965年まで青少年層の島外進出が多かつたが労働人口構成に関する統計数字もその移動をよく反映している。労働人口に加わる新規就業者の数は現在の年令別人口分布状況に鑑みて今後10年間減少するものと見込まれてゐる。

(完)

DANIEL, MANN, JOHNSON & MENDENHALL
Planning - Architecture - Engineering - Systems - Economics
Tamaki Building, #82, 2-chome, Matsuyama-cho, Naha, Okinawa
JAPAN ECONOMIC & ENGINEERING CONSULTANTS, LTD.
Chiyoda-ku, Tokyo

A Joint Venture

NEWS RELEASE: At the U.S. Consulate General, Okinawa, Okinawa,
For Release at 3 p.m., Naha, Okinawa, March 7, 1968

DRAFT OF STUDY ON RYUKYUAN ECONOMY SUBMITTED TO USCAR/GRI JOINT

COMMITTEE

The Ryukyus must not only accept foreign investment but must actively seek it, achieve large increases in manufacturing, and expand tourism if the islands are to maintain an adequate growth rate in the future, according to the first draft of an economic study presented today to the Joint U.S. Civil Administration - Government of the Ryukyu Islands Committee on Economic Development.

The study is a joint venture of Daniel, Mann, Johnson and Mendenhall (DMJM) of Los Angeles, Tokyo and Okinawa, and Japan Economic and Engineering Consultants, Ltd. (JEEC) of Tokyo.

The project manager is Dr. Arthur G. Auble of DMJM and the technical director is Dr. Saburo Okita, senior member of the JECC team.

The draft of the report must be approved by the Joint committee, headed by Mr. Kenji Kudaken, director, GRI Planning Department and Mr. Edward H. Reeves, director, USCAR Economic Affairs Department, prior to final publication in English and Japanese and release to the public.

The study stresses the need for more immediate and wider public attention to the problems of Okinawa Island's water and electricity supplies and services, and coordinated regional planning of the location of public and private buildings, facilities and roads.

Not enough government expenditures presently go into productive development programs, the study notes. Whereas the

(Over)

W.F.

March 7, 1968

Page 2
March 7, 1968
indirect taxes in the Ryukyus were estimated to be about 12 or 13 percent of the islands' gross national product in recent years, the amount in Japan was about 16 percent. The study emphasizes

that government tax policy and expenditures should be judged by their effect on the rate of economic development.

The study attributes the very large increases in the Ryukyus' gross national product in the last three years to increased expenditures of the U.S. Forces and their personnel, but warns there is no reason to believe that these expenditures will continue to increase at the same rate in the next few years.

The GNP in Fiscal Year 1967 reached an unprecedented \$521.7 million.

Thus, the Ryukyus must achieve large increases in manufacturing -- and bring about large increases in the export of goods and services, including receipts from tourists.

The Ryukyus depend heavily on imports -- \$328 million last year -- which were made possible by the large increase in foreign receipts, primarily from U.S. sources and increased aid from the Government of Japan. If imports are to continue to increase while U.S. expenditures remain the same, other foreign receipts must increase, the study says.

A basic requirement, the study says, is that foreign investment must not only be accepted but must be sought after through the offering of incentive programs.

According to the study, the most feasible and recommended direction in economic development planning appears to be toward large increases in manufacturing, primarily with imported raw materials. The study adds that a large industrial estate and harbor away from Naha is required for long-range meaningful industrial expansion, and it urges the creation of an Industrial Development Board and exemption from income taxes for new export industries.

Source: Economic Development Study, March 1968
FISCAL PROJECTIONS FOR THE RYUKYU ISLANDS, 1968-1972
INDUSTRIAL PLANNING IN THE RYUKYU ISLANDS

March 7, 1968

Another promising direction lies in the field of tourism, the study says. Tourism has shown remarkable growth and should be expanded to attract the Japanese tourist and persuade the international tourist in the Far East to include Okinawa on his itinerary.

The agricultural sector, the study notes, will not produce the required increase in exports unless there are revolutionary changes in productivity. The study further calls for a program to improve sugar farming, especially by reducing excessive rationing of sugar, and establishment of larger experimental farms for cattle raising, more vegetable growing and launching of a marketing study.

The DMJM-JECC report recommends the preparation of a five-year economic development plan, a revision in governmental budgetary procedures, more flexibility in commercial banking reserve requirements and expansion of development loan capabilities.

The report notes that the commercial banking system has both seasonal and long-term shortages of funds, for which the consultants could offer no simple solutions. They say that the long-term capital market is not properly developed and the assets of local governmental and private financial institutions need to be increased to permit them to function more effectively.

The Ryukyus' gross national product, a measure of the total goods and services produced locally, increased about 14 percent, 17 percent and 19 percent, respectively, in the last three years. Since the population increases about 1 percent per year, per capita GNP showed a somewhat smaller increase in each of the three years. There was some increase in the cost of living during this period, and after adjustment for this, per capita GNP -- in what is called "real" terms -- increased 11 percent, 10 percent and 14 percent in each of the last three years. A target rate of 7 or 8 percent for the next few years is proposed in the study but will be most difficult to achieve.

Such a rate of growth can be achieved only if exports of goods and services increase on the order of \$30 or \$40 million

(Over)

March 7, 1968

annually in the next few years and \$50 or \$60 million annually by 1975, the study points out.

Before World War II, the per capita income in the Ryukyus has been estimated at \$25 per year, with that of Japan being approximately \$68 and that of the United States about \$850.

For FY 1967, the Ryukyus' per capita gross national product is estimated at \$548. This is approximately 55% of that of Japan's \$985 in CY 1966. Per capita GNP in the Ryukyus is roughly twice that of Taiwan and the Philippines.

The report includes an analysis of the present human and physical resources of the Ryukyu Islands. The population rate of increase without emigration has been approximately 2 percent a year, but after emigration, has been about 1 percent a year.

From 1960 to 1965 there were many emigrants in younger age groups and the statistics on the labor force composition reflect these movements. The number of persons entering the labor force will decline over the next ten years, based on the present age distribution of the population.

(END)